

MONDAY NIKKEI

法務

今年九月の衆院議員の任期満了を控え、選挙への関心が高まっている。現在、都市と地方の間で、有権者の一票の価値は衆院選挙で最大二倍強、参院では同四倍強の開きがある。憲法は法の下の平等を保障しているが、選挙区という区割りを設ける以上は、人口の移動など様々な要因で格差が生じるのも事実だ。一票の格差に対する評価と、改善への展望を識者二人に聞いた。



書関係者だ。にもかかわらず、彼らに裁量を認める最高裁の判断は誤っている、といわざるを得ない」

「とはいえ、最高裁の判断が覆るだろうか。衆議院選挙時に行われる最高裁判事の国民審査で、国民が一票の格差の是正に消極的な裁判官に不信任の印をつけることだ。通常、不信任は多くても一〇〇程度にとどまるが、各裁判官の考え方が国民にほとんど知られていないことが大きな原因だ。不信任が増えれば裁判官の考え方に影響を与えるだろう」

「最高裁判事の国民審査権は選挙権と並ぶ、あるいはそれ以上の参政権だ。選挙の際、国会議員は自らの考えをマニフェストで明らかにする。最高裁判事も国民審査を受ける前に、一票の格差について考えを明らかにすべきだ」

「メディアは、各判事が一票の格差の現状を合憲、違憲のどちらと考えるかなどを伝えてほしい。私は今回の衆院選後に久保利英明、田中克郎の両弁護士らと共にこの問題について違憲訴訟を起す。ホームページ上に私の違憲の主張と選挙管理委員会(合憲)の主張をすべて公開する」

聞き手から 有権者の判断材料少なく

一票の格差を巡る訴訟で、最高裁は多数の判決を出している。概略すれば①衆議院は格差が三倍以内なら合憲、参議院は格差が六倍以内なら合憲の格差が基準を上回り、違憲または違憲状態と判断した場合も選挙そのものは無効とせず、国会による格差の是正を待つ——というものだ。

国民審査で違憲判決促せ

弁護士 升永 英俊氏



ますなが・ひでとし 1973年弁護士登録。専門は知的財産権、税務などの訴訟。青色発光ダイオード訴訟などで知られる。66歳。

「近年の最高裁は一票の格差について合憲判決を続けている。一票の価値が同じになるよう、最高裁は同法に基づいて行われた選挙を無効と判断すべきだ」

「近年の最高裁は一票の格差について合憲判決を続けている。一票の価値が同じになるよう、最高裁は同法に基づいて行われた選挙を無効と判断すべきだ」

選挙「一票の格差」問う

東大教授 長谷部 恭男氏



はせべ・やすお 1995年東京大学法学部教授に就任。専門は憲法学、情報法学。国地方係争処理委員会の委員も務める。52歳。

海外、2倍まで許容例も

「現状をどうみるか。合理的な理由がある場合は、ある程度の格差が生じても仕方がないと思う。地理やそこに住む人口などにより選挙区割りには制限を受ける。地域による人口のばらつきなどを考慮すると、一票の平等を厳密に実現するのは困難だ」

「衆議院議員選挙区画定審議会設置法は『二倍以上にならないようにすること』を基本とする」と定めている。衆議院ではできるだけ一倍に近づけることが必要だ」

「参議院について最高裁は『衆議院ほど人口に比例して選出する人口比例の原則の要求は強くない』と判断している。参議院は地域代表の性格

「衆議院議員選挙区画定審議会設置法は『二倍以上にならないようにすること』を基本とする」と定めている。衆議院ではできるだけ一倍に近づけることが必要だ」

「参議院について最高裁は『衆議院ほど人口に比例して選出する人口比例の原則の要求は強くない』と判断している。参議院は地域代表の性格

「参議院について最高裁は『衆議院ほど人口に比例して選出する人口比例の原則の要求は強くない』と判断している。参議院は地域代表の性格

「一票の格差」に関する主な最高裁判決

衆院選				参院選			
判決日	対象選挙	格差	判決	判決日	対象選挙	格差	判決
2007年6月	2005年	2.17	合憲	2006年10月	2004年	5.13	合憲
1999年11月	1996年	2.30	合憲	2001年04月	2001年	5.06	合憲
95年6月	93年	2.82	合憲	1998年09月	1998年	4.98	合憲
93年1月	90年	3.18	違憲状態	95年09月	95年	4.97	合憲
88年10月	86年	2.92	合憲	92年09月	92年	6.59	違憲状態
85年7月	83年	4.40	違憲	86年10月	86年	5.85	合憲
83年11月	80年	3.94	違憲状態	83年09月	83年	5.56	合憲
76年4月	72年	4.99	違憲	80年03月	80年	5.37	合憲

「一票の格差は改善に向かっている。(一九九四年施行の)衆議院議員選挙区画定審議会設置法が『二倍以上にならないように』と明記したのも以前に比べれば進歩だ。最

「一票の格差は改善に向かっている。(一九九四年施行の)衆議院議員選挙区画定審議会設置法が『二倍以上にならないように』と明記したのも以前に比べれば進歩だ。最

「一票の格差は改善に向かっている。(一九九四年施行の)衆議院議員選挙区画定審議会設置法が『二倍以上にならないように』と明記したのも以前に比べれば進歩だ。最

「一票の格差は改善に向かっている。(一九九四年施行の)衆議院議員選挙区画定審議会設置法が『二倍以上にならないように』と明記したのも以前に比べれば進歩だ。最

「一票の格差は改善に向かっている。(一九九四年施行の)衆議院議員選挙区画定審議会設置法が『二倍以上にならないように』と明記したのも以前に比べれば進歩だ。最

「一票の格差は改善に向かっている。(一九九四年施行の)衆議院議員選挙区画定審議会設置法が『二倍以上にならないように』と明記したのも以前に比べれば進歩だ。最

「一票の格差は改善に向かっている。(一九九四年施行の)衆議院議員選挙区画定審議会設置法が『二倍以上にならないように』と明記したのも以前に比べれば進歩だ。最

「一票の格差は改善に向かっている。(一九九四年施行の)衆議院議員選挙区画定審議会設置法が『二倍以上にならないように』と明記したのも以前に比べれば進歩だ。最

「一票の格差は改善に向かっている。(一九九四年施行の)衆議院議員選挙区画定審議会設置法が『二倍以上にならないように』と明記したのも以前に比べれば進歩だ。最

お断り「傍聴席」は休みました。